

諮問第102号

兵庫県国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- ・兵庫県国民健康保険運営方針の改定に関する事

令和元年12月17日

兵庫県知事 井戸 敏



## 国保運営方針に基づく取組の進捗状況と改定案(赤字解消・削減の取組等)の基本的な考え方について

項 目	運営方針に記載の主な取組等の内容	直近の状況及び取組の進捗状況	改定案の基本的な考え方																																						
<b>第 2 章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し</b>																																									
<b>第 2 節 県内市町の財政状況</b>																																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H28 年度の形式収支は全保険者が黒字</li> <li>○ H28 年度の実質収支 (※) は 37 市町が黒字</li> <li>(※) 形式収支－退職者分収支－国庫支出金精算額</li> </ul> <p><b>【県内市町の財政状況】</b> (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式収支</td> <td>13,468 (2)</td> <td>12,931 (2)</td> <td>11,751 (2)</td> <td>10,057 (2)</td> <td>19,860 (0)</td> </tr> <tr> <td>実質収支</td> <td>13,237 (4)</td> <td>14,007 (5)</td> <td>11,397 (6)</td> <td>12,471 (5)</td> <td>17,847 (4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">( ) は赤字市町数</p>		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	形式収支	13,468 (2)	12,931 (2)	11,751 (2)	10,057 (2)	19,860 (0)	実質収支	13,237 (4)	14,007 (5)	11,397 (6)	12,471 (5)	17,847 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H30 年度の形式収支は 40 市町が黒字 (1 市が繰上充用)</li> <li>○ H30 年度の国庫支出金精算後単年度収支は 38 市町が黒字</li> <li>○ H30 年度の決算補填等目的の一般会計繰入金控除後の国庫支出金精算後単年度収支は 37 市町が黒字</li> </ul> <p><b>【県内市町の財政状況】</b> (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th></th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式収支 ( ) は収支不足市町数[以下同じ]</td> <td>10,057 (2)</td> <td>19,860 (0)</td> <td>29,132 (0)</td> <td>12,313 (1)</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金精算後 単年度収支</td> <td>△438 (25)</td> <td>8,127 (7)</td> <td>9,901 (5)</td> <td>5,122 (3)</td> </tr> <tr> <td>決算補填等目的の一般会 計繰入金及び繰上充用金 控除後の国庫支出金精算 後単年度収支</td> <td>△6,114 (32)</td> <td>3,731 (11)</td> <td>8,331 (6)</td> <td>4,260 (4)</td> </tr> </tbody> </table>		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	形式収支 ( ) は収支不足市町数[以下同じ]	10,057 (2)	19,860 (0)	29,132 (0)	12,313 (1)	国庫支出金精算後 単年度収支	△438 (25)	8,127 (7)	9,901 (5)	5,122 (3)	決算補填等目的の一般会 計繰入金及び繰上充用金 控除後の国庫支出金精算 後単年度収支	△6,114 (32)	3,731 (11)	8,331 (6)	4,260 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であり、原則として年度内に必要な支出を年度内の保険料などで賄うことが重要であることを踏まえ、財政収支の概念を再整理</li> </ul>
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																																				
形式収支	13,468 (2)	12,931 (2)	11,751 (2)	10,057 (2)	19,860 (0)																																				
実質収支	13,237 (4)	14,007 (5)	11,397 (6)	12,471 (5)	17,847 (4)																																				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																					
形式収支 ( ) は収支不足市町数[以下同じ]	10,057 (2)	19,860 (0)	29,132 (0)	12,313 (1)																																					
国庫支出金精算後 単年度収支	△438 (25)	8,127 (7)	9,901 (5)	5,122 (3)																																					
決算補填等目的の一般会 計繰入金及び繰上充用金 控除後の国庫支出金精算 後単年度収支	△6,114 (32)	3,731 (11)	8,331 (6)	4,260 (4)																																					
<b>第 3 節 財政収支の改善に係る基本的な考え方 (赤字解消・削減の取組等)</b>																																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新制度における赤字発生の有無や額が不明であることから、今後、平成 30 年度の各市町の決算状況を踏まえ、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町との連携会議において改正案について協議し、とりまとめ</li> </ul> <p><b>【削減・解消すべき赤字の年次推移】</b> (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th></th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算補填等目的の 法定外一般会計繰入</td> <td>4,135 (20)</td> <td>3,157 (14)</td> <td>1,570 (7)</td> <td>844 (3)</td> </tr> <tr> <td>繰上充用金 (新規増加分)</td> <td>1,541 (2)</td> <td>1,238 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>19 (1)</td> </tr> <tr> <td>削減・解消すべき赤字</td> <td>5,676 (20)</td> <td>4,395 (14)</td> <td>1,570 (7)</td> <td>863 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">( ) は赤字市町数</p>		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	決算補填等目的の 法定外一般会計繰入	4,135 (20)	3,157 (14)	1,570 (7)	844 (3)	繰上充用金 (新規増加分)	1,541 (2)	1,238 (2)	0 (0)	19 (1)	削減・解消すべき赤字	5,676 (20)	4,395 (14)	1,570 (7)	863 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国通知 (「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について (平成 30 年 1 月 29 日付保国発 0129 第 2 号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) に記載してある、国が定義する赤字や財政収支に係る基本的な考え方に基づき、①財政収支に係る基本的考え方、②赤字の定義、③赤字の削減・解消に向けた取組について新たに記載</li> <li>○ 削減・解消すべき赤字の年次推移の表を追加</li> </ul>																		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																					
決算補填等目的の 法定外一般会計繰入	4,135 (20)	3,157 (14)	1,570 (7)	844 (3)																																					
繰上充用金 (新規増加分)	1,541 (2)	1,238 (2)	0 (0)	19 (1)																																					
削減・解消すべき赤字	5,676 (20)	4,395 (14)	1,570 (7)	863 (3)																																					

## 兵庫県国民健康保険運営方針（改定案）

（略）

### 第 2 章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し

（略）

#### 第 2 節 県内市町の財政状況

平成 30 年度の県内市町の国民健康保険特別会計の形式収支は約 123 億円の黒字、単年度収支から国庫支出金精算の影響を除いた国庫支出金精算後単年度収支は約 51 億円の黒字となっている。ここから決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用の増加分（計約 9 億円）を除いた実質的な収支は約 43 億円の黒字となっている。

表 3 県内市町の財政状況の年次推移（単位：百万円）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
形式収支 ( ) は収支不足市町数[以下同じ]	10,057 (2)	19,860 (0)	29,132 (0)	12,313 (1)
国庫支出金精算後 単年度収支	△438 (25)	8,127 (7)	9,901 (5)	5,122 (3)
決算補填等目的の一般会計繰 入金及び繰上充入金控除後の 国庫支出金精算後 単年度収支	△6,114 (32)	3,731 (11)	8,331 (6)	4,260 (4)

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、兵庫県調べ

- 形式収支：歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式的な収支
- 国庫支出金精算後：形式収支から当年度以外の収支（基金繰入金や前年度繰越金などの収入及び基金単年度収支 積立金などの支出）及び国庫支出金の精算による影響を除いた収支
- 法定外一般会計繰入：市町の一般会計から国保特会への繰入のうち、法令等で定められていない、市町が独自に繰り入れている繰入金（保険料の負担緩和のための繰入等）
- 繰上充入金：決算において歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てるもの

#### 第 3 節 財政収支に係る基本的考え方（赤字解消・削減の取組等）

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることを踏まえ、原則として必要な支出を保険料などの収入により賄うことにより、各市町の国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要（※）である。

しかしながら、実際には決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状がある。

そのため、県に納付する国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）や事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険料を設定し、収納に努めるとともに、医療費適正化対策等に積極的に取り組むことで、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用の解消を計画的・段階的に図っていく必要がある。

（※）保険料の大幅な上昇を抑制するなど、年度間の保険料の平準化を図るため、過年度の剰余金や基金等を活用した場合に生じる単年度収支不足は否定されるものではない。

## 1 赤字の定義

### ①削減・解消すべき赤字

削減・解消すべき赤字は、「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について（平成 30 年 1 月 29 日付保国発 0129 第 2 号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、以下、本節において「国通知」という。）」において国が定義する「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰上充用金の新規増加分」の合計額とする。

なお、国通知においては、上記赤字の解消期間は原則 6 年以内となっている。

削減・解消すべき赤字の定義	
<p><b>【決算補填等目的の法定外一般会計繰入金】</b></p> <p>a) 決算補填目的のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の収納不足のため</li> <li>・ 高額療養費貸付金</li> </ul> <p>b) 保険者の政策によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の負担緩和を図るため</li> <li>・ 地方単独の保険料の軽減額</li> <li>・ 任意給付に充てるため</li> </ul> <p>c) 過年度の赤字によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 累積赤字補填のため</li> <li>・ 公債費等、借入金利息</li> </ul>	<p><b>【繰上充用金の新規増加分】</b></p> <p>平成 28 年度決算以降に繰上充用金の増加が発生した場合、その増加部分については、削減・解消すべき赤字に含まれる。</p>

表 3-2 削減・解消すべき赤字の年次推移

（単位：百万円）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
決算補填等目的の法定外一般会計繰入	4,135 (20)	3,157 (14)	1,570 (7)	844 (3)
繰上充用金(新規増加分)	1,541 (2)	1,238 (2)	0 (0)	19 (1)
削減・解消すべき赤字 ( ) は赤字市町数	5,676 (20)	4,395 (14)	1,570 (7)	863 (3)

## ②赤字市町

平成 30 年度決算以降、①で定義する赤字が発生した市町（平成 30 年度決算：3 市、863 百万円）

## 2 赤字の削減・解消に向けた取組

### ①市町による赤字削減・解消計画の策定

国通知を踏まえ、赤字市町は、赤字の要因分析（医療費水準や保険料率の設定、保険料収納率等）を行うとともに、計画的な赤字の削減・解消を図るため、赤字発生の翌々年度までに予算ベースで解消が見込まれない場合、赤字の削減・解消に向けた基本方針、解消年限、取組等について県と協議を行った上で、赤字削減・解消計画を定めることとする。

### ②県による支援

県は、市町の赤字削減・解消計画に必要な応じて指導助言を行う。また、市町の医療費適正化や収納率向上の取組に対し、県 2 号繰入金による財政支援を行う。

(略)

新旧対照表

現 行					
兵庫県国民健康保険運営方針					
～ (略) ～					
第2節 県内市町の財政状況					
県内市町の財政状況について、平成28年度の収入合計から支出合計を差し引いた形式収支は、全保険者が黒字で、黒字総額は約199億円となっている。					
また、形式収支から国庫支出金精算額等を加減した実質収支は、4保険者が赤字で、赤字総額は約1.5億円となっている。					
なお、現行制度では、国の通知に基づき実質収支が2年継続して赤字の市町について、赤字解消計画書を策定することとしており、平成28年度は1市1町が策定している。					
表3 県内市町の財政状況の年次推移 (単位：百万円)					
区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
形式収支 ( ) は赤字市町数	13,468 (2)	12,931 (2)	11,751 (2)	10,057 (2)	19,860 (0)
実質収支 ( ) は赤字市町数	13,237 (4)	14,007 (5)	11,397 (6)	12,471 (5)	17,847 (4)
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」					
第3節 財政収支の改善に係る基本的な考え方 (赤字解消・削減の取組等)					
県内国保を安定的に運営していくため、新制度においても、市町は保険料率の適正な設定、収納率向上対策及び医療費適正化対策等の着実な実施により、引き続き実質収支を念頭に置いた決算に努めるものとする。					
なお、新制度の具体的な赤字解消・削減の取組等については、平成30年度以降、納付金制度の導入等財政運営の仕組みが大きく変わることに伴い、現時点では新制度における赤字発生の有無や額が不明であることから、今後、平成30年度の各市町の決算状況を踏まえ、検討することとする。					

改 定 案				
兵庫県国民健康保険運営方針				
～ (略) ～				
第2節 県内市町の財政状況				
平成30年度の県内市町の国民健康保険特別会計の形式収支は約123億円の黒字、単年度収支から国庫支出金精算の影響を除いた国庫支出金精算後単年度収支は約51億円の黒字となっている。ここから決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用の増加分 (計約9億円) を除いた実質的な収支は約43億円の黒字となっている。				
表3 県内市町の財政状況の年次推移 (単位：百万円)				
区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
形式収支 ( ) は収支不足市町数[以下同じ]	10,057 (2)	19,860 (0)	29,132 (0)	12,313 (1)
国庫支出金精算後 単年度収支	△438 (25)	8,127 (7)	9,901 (5)	5,122 (3)
決算補填等目的の一般会計繰 入金及び繰上充用金控除後の 国庫支出金精算後 単年度収支	△6,114 (32)	3,731 (11)	8,331 (6)	4,260 (4)
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、兵庫県調べ				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○形式収支：歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式的な収支</li> <li>○国庫支出金精算後：形式収支から当年度以外の収支 (基金繰入金や前年度繰越金などの収入及び基金単年度収支 積立金などの支出) 及び国庫支出金の精算による影響を除いた収支</li> <li>○法定外一般会計繰入：市町の一般会計から国保特会への繰入のうち、法令等で定められていない、市町が独自に繰り入れている繰入金 (保険料の負担緩和のための繰入等)</li> <li>○繰上充用金：決算において歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てるもの</li> </ul>				
第3節 財政収支に係る基本的な考え方 (赤字解消・削減の取組等)				
国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることを踏まえ、原則として必要な支出を保険料などの収入により賄うことにより、各市町の国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要 (※) である。				
しかしながら、実際には決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状がある。				
そのため、県に納付する国民健康保険事業費納付金 (以下、「納付金」という。) や事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険料を設定し、収納に努めるとともに、医療費適正化対策等に積極的に取り組むことで、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用の解消を計画的・段階的に図っていく必要がある。				
(※) 保険料の大幅な上昇を抑制するなど、年度間の保険料の平準化を図るため、過年度の剰余金や基金等を活用した場合に生じる単年度収支不足は否定されるものではない。				

現 行

改 定 案

1 赤字の定義

①削減・解消すべき赤字

削減・解消すべき赤字は、「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について（平成30年1月29日付保国発0129第2号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、以下、本節において「国通知」という。）」において国が定義する「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰上充用金の新規増加分」の合計額とする。なお、国通知においては、上記赤字の解消期間は原則6年以内となっている。

削減・解消すべき赤字の定義

【決算補填等目的の法定外一般会計繰入金】	【繰上充用金の新規増加分】
a) 決算補填目的のもの ・保険料の収納不足のため ・高額療養費貸付金 b) 保険者の政策によるもの ・保険料の負担緩和を図るため ・地方単独の保険料の軽減額 ・任意給付に充てるため c) 過年度の赤字によるもの ・累積赤字補填のため ・公債費等、借入金利息	平成28年度決算以降に繰上充用金の増加が発生した場合、その増加部分については、削減・解消すべき赤字に含まれる。

表3-2 削減・解消すべき赤字の年次推移 (単位：百万円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
決算補填等目的の法定外一般会計繰入	4,135 (20)	3,157 (14)	1,570 (7)	844 (3)
繰上充用金(新規増加分)	1,541 (2)	1,238 (2)	0 (0)	19 (1)
削減・解消すべき赤字 ( )は赤字市町数	5,676 (20)	4,395 (14)	1,570 (7)	863 (3)

②赤字市町

平成30年度決算以降、①で定義する赤字が発生した市町（平成30年度決算：3市、863百万円）

2 赤字の削減・解消に向けた取組

①市町による赤字削減・解消計画の策定

国通知を踏まえ、赤字市町は、赤字の要因分析（医療費水準や保険料率の設定、保険料収納率等）を行うとともに、計画的な赤字の削減・解消を図るため、赤字発生翌々年度までに予算ベースで解消が見込まれない場合、赤字の削減・解消に向けた基本方針、解消年限、取組等について県と協議を行った上で、赤字削減・解消計画を定めることとする。

②県による支援

県は、市町の赤字削減・解消計画に必要な応じて指導助言を行う。また、市町の医療費適正化や収納率向上の取組に対し、県2号繰入金による財政支援を行う。

(案)

国運第 号  
令和元年12月 日

兵庫県知事  
井戸敏三様

兵庫県国民健康保険運営協議会  
会長 足立正樹

国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）

令和元年12月17日付け諮問第 号で諮問のありました標記のことについて、審議の結果、兵庫県国民健康保険運営方針（改定案）をもって答申します。